

## 第 1 章

### アジアの協同組合の生成と展開パターン

岡本 郁子

要約：アジアでいかに協同組合が設立され、推進されてきたのか、その生成と展開パターンの特色を先行研究のレビューを通じて検討する。南アジア、東アジア、東南アジアの 8 カ国を代表的な事例として選び、3 つの時期区分、そして国家経済発展の志向から分類し、その大きな特徴を捉えることを試みる。その主な特徴は、資本主義的経済発展の中で生じる問題への対応として、一種の社会政策的な性格をもって協同組合が導入されたこと、それが故に農民等の自主的な組織ではなく統治する側（政府等）のイニシアティブによる組織化が中心となり政府の代行機関化する傾向があったこと、さらに生産型協同組合はうまくいかず、サービス供給型協同組合のみが機能しえたことである。

キーワード：アジア、協同組合 サービス供給型 生産型

#### はじめに

協同組合運動の歴史は古く、協同組合は現在先進国、途上国にかかわらず世界中の国で広く受け入れられている。1980 年の国際協同組合連盟（ICA）の世界大会に先駆けて発表されたレイドロー報告は、協同組合思想の特徴を「(他の様々な思想とは異なり) この概念を非難したり妨害したりするような運動はない」（日本協同組合学会 [1989:18]）としている。協同組合運動の基底には、相互扶助、弱者の統合、利益・損失の公平な分配、自助、搾取のない世界など様々な理想的な概念が編まれたような形で存在し、そうしたユートピア的な性格が多くの人々を惹きつけてきたと考えられる。しかし、実際の協同組合運動は、いうまでもなくそれぞれの地域・国の経済・社会・政治の文脈のなかで展開せざるを得ない。そこで、本稿は、アジアでいかに協同組合が設立され、推進されてきたのか、すなわち生成と展開パターンの特色を、先行研究のレビューを通じて整理することを目的とする。なお、本研究会は途上国を対象としていること、また協同組合運動の潮流の把握に重点をおいていることから、アジアのすべての国の協同組合を網羅的に概観するのではなく、南アジア（インド）、東アジア（中国）、東南ア

ジア大陸部（タイ、ベトナム、ミャンマー）、島嶼部（フィリピン、マレーシア、インドネシア）と代表的な事例をとりあげることとする。ただし、時期、国によって参照可能な資料や研究蓄積に大きな差があり、記述の厚さにばらつきがある点は本稿の限界である。

本稿はアジアの協同組合の生成と展開を、大きく以下の3つの時期に分けて考えることとする。(1)第1期 植民地期～第二次世界大戦まで(1900年代初め～1940年代末)、(2)第2期 戦後から経済自立期まで(1940年代～1990年代)、(3)第3期 経済転換期(1990年代以降～)の3つの時期である。協同組合運動全体の動きを重ね合わせると、(2)の中間地点にあたる1966年にICAの協同組合原則が、(3)の1995年に「協同組合とは何かについてのICA声明」<sup>1</sup>が出されている。

## 1. 植民地期～第二次世界大戦まで-資本主義経済の浸透とその弊害への対応-

1900年代初め、南アジア、東南アジアの多くの国は、欧米列強の植民地統治下におかれた。その過程で、協同組合思想は自立的な民衆運動というよりも植民地政府の政策ツールとして受容され利用された。その背景には、これらの国々が植民地支配に伴い急速に資本主義経済に組み込まれ、商業的農業生産が拡大する一方で農民負債問題が深刻化したことがある。この農民負債問題の解決に、植民地の行政官はヨーロッパで成功した協同組合の経験を活用しようとした。したがって、最初に作られた協同組合はいずれも信用組合であり、とくに小農の組織化に適しているとされるライフアイゼン型<sup>2</sup>のものであった。一部の国では知識階層が西欧の留学先で協同組合運動に触れ母国に持ち帰り普及を図ったケースもあるが、そうした運動の大半は大きく盛り上がることはなかった。この時期の協同組合は統治する側のイニシアティブ、論理で設立・運営され、住民/組合員が主体性を発揮できたものはほとんどなかったといつてよい。

イギリス領であったインド、ミャンマー（ビルマ）、マレーシアでの協同組合の導入の経緯をまず見てみよう。インドでは、19世紀末頃から農民暴動や飢饉をきっかけに

---

<sup>1</sup> 協同組合を初めて定義した声明であり、そこでは「協同組合とは、人々の自治的な共同組織であり、人々が共通の経済的・社会的・文化的なニーズと願いを実現するために自主的に手をつなぎ、事業体を共同で所有し、民主的な管理運営を行うものです。」と定義され、七つの原則（自発的でオープンな組合員制度、組合員による民主的運営、組合員による財産の形成と管理、組合の自治・自立、教育・研修と広報活動の促進、協同組合間の協同、地域社会への配慮の7つの原則がうたわれている（河野 [2010:51-54]）。

<sup>2</sup> ライフアイゼン型協同組合とは、19世紀のドイツ農村部に生まれ、キリスト教的人類愛の精神と地域密着性、共同体の関係の重視を特徴とした。その組織原則は組合の職業、地域の限定、組合員権利の譲渡禁止など閉鎖的であると同時に、役員の無給制、無限連帯責任制を導入することで組合員に相互扶助の精神を強く求めた。そうした特長が小農の組織化に適しているとされた。詳しくは協同組合事典編集委員会[1986:47-52]を参照。

農民負債問題に関心が向けられた。農民暴動が高利貸資本に対する不満の高まりを直接的なきっかけとしていたため、インド政庁は高利貸資本対策としてヨーロッパの協同組合を手本とする形での農業信用供与を採用した。協同組合ならば、農家の自助精神に訴えつつ行政コストの節減も可能だからである（高橋[1973:220-223]）。1904年の信用協同組合制定後、信用組合の設立は加速化していく。1912年の法律改正後、信用だけではなく、販売や購買などの分野への拡大も試みられたが、信用組合に比べてその他の分野の組合への普及は芳しい成果をあげることはなかった(ibid.[224-227])。

ビルマは1937年まで英領インドの一部であったことから、インドの1904年の信用協同組合法が適用された。同法はビルマを念頭において起草されたわけではない(Turnell [2005])。しかし、コメ輸出基地としての発展過程で農民負債問題が深刻化していたことから時機を得たものだった。ビルマ政府は農業信用組合の組織化を積極的に進めたが、インドと同様、ビルマ人の間に自発的な動きがあったわけではなくあくまで政府主導の組織化であった (Siok-Hwa [1968:193]、Department of Agriculture [1962:1])。1925年までは組合数、組合員数は順調に増加するものの、拙速な組合設立、人員不足、協同や相互扶助の精神の定着が困難だったことなどから、1929年頃までには多くの組合の経営は破綻し、壊滅的な状況となった(ibid.[195])。1935年には信用以外の分野への事業拡大や住民のニーズに即した組織化など過去の失敗を活かした形での再建の動きが見られたが、第二次世界大戦によって中断された(ibid.[196])。

マレーシア（イギリス領マラヤ）でも、1910年ごろからマレー人農家負債とその結果としての土地喪失への対応が政策課題となっていた。1920年の世界恐慌が事態を一層悪化させたため、植民地政府はライフアイゼン型の信用組合を調べるため、協同組合運動が先行するビルマに調査員を派遣した。信用組合には利息の徴収を懸念するマレー人からの反対があったが、政府は設立を強行し、その後組合数は緩やかながら増加した。しかし、農産物価格の暴落や不作のため信用組合運動は行き詰まる。この時期のマレーシアの協同組合は、政府主導で設立されたものの実質的な支援がなかったため、協同組合運動はむしろ相互扶助の精神や貯蓄などを奨励する単なる啓蒙運動としての性格を強めたとされる（堀井[1973:145-146]）。この点について、Fredericks[1974:231]は、そもそも協同の精神は、自由放任、競争に特徴づけられるイギリス統治と基本的には矛盾するものであり、協同組合運動を長期的に推進するという発想が統治する側になかったとしている。

オランダ領であったインドネシアの協同組合運動も植民地統治下でのインドネシア農民の経済的困窮を救済する必要性を背景に始まった。植民地政府の意図は、伝統的な相互扶助慣習をうまく活用して庶民金融制度を普及することにあった。しかし、植民地当局とインドネシア人との間には協同組合運動をどこまで推進するかには温度差があったようである（加納[1973:178-180]）。植民地当局は、建前として自助、自立による大

衆福祉の向上をかかげたものの実際にはそれを骨抜きにしていく方向で動いた。1915年制定の協同組合法が民衆自身による組織化という点からするとハードルの高い内容だったことがそれを示している。一方、インドネシア人の間では協同組合運動はイスラム同盟、その後の民族主義運動とも融合していったが、そうした動きを植民地当局は歓迎しなかった。インドネシア人の運動に理解を示す一部の植民地官僚（ブーケなど）の存在のおかげで、協同組合法が組織化のハードルを低くした形で1927年に改正されたのがいわば双方のひとつの妥協点であった。(ibid.[182-187])。

タイは植民地支配をうけなかったが、資本主義経済の浸透とコメ輸出の拡大のなかでやはり農民負債が問題となっていた(友杉[1973:101])。負債農民の救済策として、1900年代初めにかけて王族を含む政府高官が農民向け金融の導入を国王に度々提言した。紆余曲折を経て最初の協同組合が作られたのは1917年のことである。タイの「協同組合の父」と称されるグロムムーン・ピタヤロンコーンによればタイの協同組合運動はビルマのそれをモデルとし(重富[2013a:1-2])、その意味ではインドに導入された協同組合の影響が東南アジア地域では大きかったといえる。その後、政府が資金を用意し強く関与する形で協同組合は設立された。1932年の立憲革命後、政府は一層協同組合運動に力を入れるようになるが、この時期のひとつの変化は、プリーディー、プラサラサートというフランス思想の影響を受けた知識人・閣僚の中に一つの協同組合主義が芽生え始めたこととされる(ibid.[6])。とはいえ、彼らの思想は社会主義的性格が強かったことから、実際の政策として採用・推進されることはなかった。政府主導というタイの協同組合の性格はその後に継承されていく(ibid.[7])。

一方、フィリピンの協同組合運動は民間部門での協同組合思想の活発化が政府の推進に先行したという点で上述の国々とはやや異なる。最初に協同組合の精神を広めようとしたのはアメリカの宣教師や西欧で教育を受けたフィリピン人知識階層であった(Sibal [2001])。その代表的な人物がサンディゴで、彼はライフアイゼン運動のフィリピンでの普及に力を入れ、フィリピン初の協同組合法の成立(1915年)に尽力した。このためサンディゴは後に「協同組合の父」と呼ばれるようになる(滝川[1973:34])。こうした動きを受けて、アメリカ植民地政府は、小農の経済的困窮がひいては政情不安を招きアメリカ統治を脅かすことを懸念し、小農救済の観点から1916年に最初の農業信用組合の設立を、1931年にも国立銀行の管理下での農村信用組合の設立を推進した(Sibal [2001])。また、中間商人の搾取の排除を目的に農産物の協同販売組織も設立した。しかしながら、こうした組合運動は、フィリピンの農民の個人主義的性格や協同組合の有力者支配、資本金不足、事業機会の欠如などの理由でいずれも失敗に終わった(滝川[1973:35-37])。

民間の知識層・ジャーナリスト層がヨーロッパ留学時に協同組合思想に触れて母国に戻り、自国への協同組合普及を試みるというパターンは中国でも見られた。これらの層は資本主義の欠陥が労働者の貧困を生んでいるという認識をもち、その救済のために協

同組合（合作社）の設立を提唱した。そこでは、協同組合は労働者解放の手段と位置づけられた。1918年から1919年にかけて設立された協同組合は、教育、出版、金融、商業関係者、また都市の労働者からなる消費組合、信用組合が中心で、この段階では農村部は主な対象ではなかった。ただ、これらの協同組合に対する政府支援がなかっただけでなく軍閥からの弾圧もあり、また組合経営の能力も不十分だったことから長続きはしなかった。（重富[2013b:1-2]）

その後、国民党と共産党の対立が深まると、協同組合は政治的な位置づけ、すなわち政治的ヘゲモニーを得るための政策手段としての性格を強めた。国民党の協同組合政策は、都市部中心の消費合作社から農民生活の向上を目的とする農村合作社の推進へと力点を移していったが、その背景には人口の大部分を占める農民の組織化を図ろうという政治的意図があった。実際には民間の団体を媒介として組織化が進んだが、党の強い介入があったことから協同組合理念に対する国民の理解は深まらず、国の信用供与の一チャンネルとして認識されるに過ぎなかった。一方、共産党の協同組合政策はソ連のそれをモデルとしていたが、国民党と同様に組織化が相対的に容易な消費合作社から着手し、その後信用合作社、生産合作社に拡大していくという段階をたどった(ibid.[3])。

ベトナムはフランス植民地政府が協同組合も含めいかなる近代的村落組織新設には無関心だったという点で植民地統治経験国のなかでは特異といえよう。ベトナム統治開始当初には、当局内に伝統的なベトナム社会の維持派と改変派が存在していた。改変派が目指したところはフランス的な近代的個人主義の適用であったが、伝統維持派はベトナム村落社会の伝統的秩序や価値観を維持すべきだという立場にたった(白石[1983:127-128])。その一方で、ベトナムの改革主義者の間では農業発展における協同組合の重要性は1860年代にはすでに認識されており、1900年代に入ると農業協同組合の創設を植民地政府に訴えるようになったが、それをフランス植民地政府は受け入れることはなかった(Woodside[1970:706])。1930年の共産党成立後に独立運動、民主主義の推進と社会主義の建設が提唱されるようになり（レ・タン・ギェップ [2010:24]）、1944年から45年の大飢饉を契機に、北ベトナムではベトミン（ベトナム独立同盟）による飢饉救済グループが作られた。1946年から54年にかけての抗仏戦線の過程で、協同組合やその前身となる互助組織がベトミンの支援を受けて設立されていった(ibid.[707])。

## 2. 戦後から1980年代－経済的自立の柱としての協同組合－

戦後、これらの国々は独立、または新たな政治体制に移行した。戦後まもなくの時期は、国全体に協同の精神を広く浸透させることが試みられた時期といえる。その背景には、植民地遺制からの脱却（加納[1973:192]）、独立国家としての経済的自立の確立、さらには国家の基盤固めのための民主運動の活性化が必要であり、そのための媒介として

協同組合が有効と考えられたこと(Fredericks [1974:229])がある。1960年代半ば以降になると、協同組合は国力増強の具体的な政策ツール、とりわけ農村開発の推進主体として位置づけられたケースが多い。それぞれの国が目指す経済発展の方向性と協同組合の位置づけをやや乱暴に分類するならば、(1)資本主義志向型(インドネシア、マレーシア、フィリピン)、(2)強い社会主義志向型(中国、ベトナム)、(3)弱い社会主義志向型(インド、ミャンマー)となるだろう。以下、この分類に従って戦後の協同組合の国別の展開を見ていこう。

### (1) 資本主義志向型(インドネシア、マレーシア、タイ、フィリピン)

植民地期にすでに民族運動と協同組合が結びつき始めていたインドネシアでは、独立後、副大統領に就任したモハンマド・ハッタによって協同組合主義が提唱された。「インドネシア協同組合の父」と呼ばれるハッタの影響で、新憲法には「国家経済は協同の基礎の上に組織される」という条文が盛り込まれた(加納[1973:190]、白石[1982:102])。伝統的な相互扶助に基づく協同組合の建設推進、協同組合教育の実施、村落協同組合の建設などを通じて国家建設の中心に協同組合を据えようとした(加納[1973:190])。この結果、協同組合は農村部を中心に拡大したが、実態としては一部の富裕層に恩恵を与えるものでしかなく、農村内に滞留する農業労働者層への裨益効果は限定的だったこともあり、実態としては国家経済の基礎をなすところまでにはいたらなかった(加納[1973:207-217])

スハルトの新秩序体制下では、1967年に新しい協同組合法が制定された後、協同組合は「社会政治単位から社会経済単位」へと転換する(白石[1982:102])。以後、協同組合は具体的には食糧自給、コメ増産政策の推進機関として位置づけられるようになる(白石[1982]、Suradisatra[2006]、加納[1973]、高田[2002])。1965/66年に始まったいわゆるビマス計画で、それまでの村落協同組合が統合されて「村落ユニット事業体(BUDD, 準協同組合)となり、その下に村落ユニット協同組合(KUD)がおかれた。KUDは農業投入財供給、信用、生産手段、日用品サービスの供給と流通などを担う一種の地域総合農協である。農業投入財に関しては、インドネシア庶民銀行(BRI)から融資を受けた者に対する販売(ビマス計画)、融資なしでの現金購販売(インマス計画)、やや遅れて始まった助成価格での現金販売(インサス計画)とKUDには様々なプログラムを遂行する中心的な機関となった。インサス計画では、KUDは農家だけではなく、全村落住民を対象に農業投入財を販売し、非組合員でも購買事業の利用が可能だった(白石[1982:105-106])。こうして協同組合の政府の代行機関という性格が時代を下るほど強くなっていったといえる。1980年代に入りコメ増産が進んだ頃から、KUDの経営安定化と農民のコメの販売環境を整えるためにKUDの事業は流通・精米分野にも拡大された。

しかし、政府の意図に反して KUD が農家から粳米を購入し精米することはまれで、一般業者から買い上げた精米を転売する割合が高かった(坪田[1995:9])。KUD の数は 1990 年代半ばまで増加し続けるが(Suradisastra [2006:06-5])、コメ増産のための政策機関、とりわけ肥料供給機関という性格は変わらなかった。1987 年の段階で KUD のマネージャーの半数近くが公務員だったという事実裏打ちされるように(坪田[1995:51]) 自立的な組織としてのマネジメント能力が育成されるには至らなかった(Suradisastra [2006:06-13])。

戦後のマレーシアでは農民負債問題が引き続き懸案事項であったが、農民負債問題の原因は土地所有問題ではなく、商人資本・高利貸資本の搾取から発生していると一般に考えられていた。そのため、協同組合は商人資本等へ対抗するための組織と位置づけられた。これは、独立後の経済政策の柱として農村での協同組合運動推進に尽力した初代協同組合大臣アジズ・ビン・イシャックが農業組合への排他的な粳米購入・精米の権利の付与を提案したことに端的に現れている(ただしこの提案は実現しなかった)(堀井[1973:152])。

堀井[1973:153-160]はこの時期のマレーシアの協同組合運動の本質的な問題として二つの点を指摘している。ひとつは貸付金の未償還額の累積、ふたつには組織・運営上の問題の顕在化である。未償還額の累積に関しては 1963 年の時点で協同組合官僚が負債の償還は不可能な水準だと指摘をするほどの規模になっていた。組織運営上の問題としては、たとえば組合員の相互信頼性の確保のために一部落一組合の原則が貫かれたが、実際には小規模すぎるために運営が非効率になり休眠状態になるものが多かったこと、組合の自己資金率は概して低水準で外部資金への依存度が高く協同借金組合化するものが多かったことなどがあげられる。こうした事態を深刻にみた協同組合運動の指導者層は、既存の農業協同組合の多目的組合化を通じた組織強化、また協同組合組織に対する行政監督権の強化案を政府に提出した。が、政府はこうした改善提案に積極的に取り組もうとはしなかった。というのも、協同組合局の協同組合とは別に、農業局が管轄する協同組合である農民組合(主に技術普及を目的)が 1957 年に設立され、その多目的協同組合化が 1967 年以降進められようとしていたからであった(ibid.[159-160])。農民組合の多目的化とは、農業技術普及だけでなく、購入販売、信用、貯蔵・加工サービスを実施すると同時に、政府の様々な補助金計画と有機的な連携をはかることであった。すなわち、農民組合も農業協同組合と変わらず政府の下請け機能的性格が強いものとなった結果、現場では、ふたつの異なる系統の協同組合の重複問題や農民組合の組合員資格が実際の村の指導者層と組合運動の指導者のミスマッチ、さらには政府派遣の農業技術普及員が実際の運営の主導権をもつなど様々な問題が起きた。組合の重複問題に関しては、堀井はマレーシア固有の種族問題の影響があり、農業協同組合運動のイニシアティブ獲得をめぐるマレー人官僚の対立が背景にあったことを指摘している(ibid.[172-173])。

そのような中で、政府は協同組合をマレーシアの農業問題解決の柱として据えるよりも、それに代替する国営企業体の設立にむしろ力を入れるようになる。たとえば、主要な生産物を扱う連邦農業流通公社（FAMA）、粳米公社（the Padi and Rice Authority）、漁業開発局（Fish Development Board）、（農業銀行）、（Fredericks [1974:241]）などが次々と設立されてた。その理由は、国営公社のほうが（当然のことながら）協同組合よりも行政が介入、調整がしやすいことがあげられている。こうした政策的な変化もあり、1970年代を通じて、農業信用、貯蓄動員、土地開発、流通といった面での協同組合事業の貢献度は概して低くとどまったといえる（Wells[1981:175]）。

タイでも農民負債問題に大きな改善が見られなかったことから、協同組合の中心は引き続き信用協同組合であり、政府主導という性格も変わらなかった。とはいえ、信用協同組合の融資は本来農家にとって有利なものであるはずが、手続きの煩雑さや取引コストの大きさのために実際にはそうではなかった。組織率も1960年代で全農家の5%以下だったとされ、信用組合のマネージメントの面でも問題が顕在化してきていた（友杉[1973:110]、重富[2013b:7]）。こうした状況に鑑み、政府は1968年に新しい協同組合法を制定し、それまでの信用協同組合組織を全面的に改めた農業協同組合の設立を進めた。これは小規模な信用組合を合併して大規模化することが、資金の増大、業務の迅速化・多角化を進めるためであり、これが現在のタイの協同組合の原型となった(ibid.[2013:8])。

戦後、民主主義構築の観点から協同組合の推進に力が入れたのはフィリピンであった。その背景には、1950年をピークに勢力を伸ばしていた共産党傘下の人民解放軍の支持基盤が貧農、小作農、農業労働者層といった貧困層だったことにある。フィリピン政府は共産勢力を武力制圧したが、同時に抜本的な貧困層対策を行うことが不可欠だったのである。アメリカの勧告に従い、フィリピン政府は農地改革と農業協同組合の設立を共産主義への対抗手段と位置づけた(滝川[1973:40-42])。すなわち、農地改革によって土地の再分配を行い、その後に分配を受けた小農が分解没落しないための歯止めとして協同組合を設置する。そうして維持される小農体制こそ民主主義の基盤となるとされた。こうした考え方はアメリカの一方的な押し付けだったわけではなく、フィリピン国内にも提唱者（財閥、農業企業家のV.アラネタ）が存在し、農業信用・協同組合融資庁（ACCFA）の設立に尽力した(ibid.[40-43])。1952年に二つの法律（1952年農村銀行法、農業協同組合の組織化に関する法律）が制定され、小農への信用供与制度の整備が着手された。こうした政府の後押しの結果、組合数は1950年代初めを中心に増加していくものの、農家組織率は20%以下と低くとどまった。それだけでなく、実際に活動している農協は半数に満たなかったともいう(ibid.[50-51])。さらに、農家に対する信用事業では、農家は政府の代行機関としてしか農協をみておらず、農協の側も積極的に取り立てをしなかったこともあり、債務回収率はきわめて低かった。政府の出資金への依存、農協からの借入れ手続きの煩雑さ、有力者による農協の私物化や職員の汚職などもその



低い回収率の理由とされている(ibid.[57-59])。

その後、1965 年に成立したマルコス政権はコメの増産と国内自給の達成を重要政策としてかかげた。そこでの協同組合は農業生産力向上のための融資機関としての性格を強める。この時期の一連の動きは「協同組合運動の政治化」とも評される。1973 年には大統領令で協同組合運動のてこ入れが行われ、その中には小作農の村落組合への強制加入も含まれた (Sibal [2001:8-9])。こうした政治的に強い規定を受けていた協同組合であったために、農家の協同組合運動に対する理解が深まることはなく、協同組合は相変わらず農家信用供与機関と理解された。そうしたことも影響して、農家の債務返済率も向上せず 1985 年の段階でも 6 割を下回る状況であった(ibid.[9])。

1986 年のエドサ革命によりアキノ政権が成立すると、前政権までの協同組合運動の失敗は政府の過干渉にあるという教訓を活かすべく、政治的目的、反政府組織対策として協同組合を組織することを禁止する条項が憲法に盛り込まれた。代わって協同組合は自立的な組織として、NGO やその他の住民団体 (People's organization) とともに様々な開発プログラム (食糧配給、家族計画、生計プロジェクトなど) の受け皿とされた。この結果、エドサ革命以降の協同組合の登録数は著しく増加したが、依然として休眠組合が多いという問題は残された。1993 年の段階では登録済みの協同組合のうち 17.8%しか活動が確認されていない (ibid.[17])。

## (2) 強い社会主義志向型 (中国、ベトナム)

戦後、社会主義体制の構築を目指した中国、ベトナムでは協同組合 (合作社ないし人民公社) は国家・政府のコントロール下に完全におかれたものであった。経済機能はもちろんのこと、政治、社会、そして文化機能も持ち合わせるものであった。この二つの国では、農業部門の集団化が強力に推進されたが、1970 年代末にはいずれの国でも生産性の落ち込みなど様々な限界が露呈し、その後個人営農の復活という経路をたどることとなる。

中国では中華人民共和国の成立後、土地改革が実行され約 3 億人の農民に平均 0.16ha の土地が分配された。分配された農家に耕作手段である農具や役畜が十分にはなかったこともあって生産力は伸び悩んだ。1950 年代初めには生産の停滞が顕著となったため、政府は農業生産力の維持と同時に階層分解の回避を目的に農業生産の集団化を進めていく。第一段階は、中国農村の伝統的な協同慣行をもとにつくられた互助組を中心とする段階、第二段階が所有権をもつ土地を社員が出資する初級合作社に向かう段階、第三段階は土地が合作社の公有となる高級合作社、さらには高級合作社を合併した人民公社が作られる段階、第四段階がその完成をはかる段階である (重富[2013b:4-6])。この集団化はソ連のそれをモデルとしていたが、大きな違いは生産手段 (農業機械) を合作社

はもたなかった点にある。また、人民公社は生産の組織であるとともに生活の組織、さらには国家の農村における末端行政機構でもあり、農村住民の自発的参加ではなく全員参加が前提となった（協同組合事典編集委員会[1986:234]）。

集団化の推進者であった毛沢東は、貧農の組織化を通じて集団化のメリットが明らかになれば中農・大農も参加するという緩やかな集団化を想定する発言をしていた。しかし、実際の集団化は急速に進められ、そこには強い政治的意思が働いていた（中兼[1992], 重富[2013b:4-6]）。しかしながら、1970年代末には集団化農業の限界が明白になり、1980年代初めに人民公社は解体されることとなる。それ以後、中国では個人農が再び農業経営の単位となった(ibid.[4-6])。

ベトナムでは1954年に政権に就いた北ベトナム（共産党）政権が、ソ連や中国をモデルにしつつ、1945年から開始されていた土地改革を「耕作者に土地を」をスローガンに本格的に推進した。しかし、中国同様、分配された農地は小さく生産手段も十分になかったため農家の生産基盤は脆弱であった(協同組合事典編集委員会[1986:248])。そうした状況を克服するため、第一段階は労働交換組、第二段階が初級合作社、第三段階が高級合作社という形で集団化が進められた。労働交換組、初級合作社の土地所有権は個人に帰属し、高級合作社の段階では土地も生産共有となるという点は中国のそれと同様である。ただし、中国の高級合作社は人民公社としてさらに大規模化するものがあつたが、ベトナムのそれは行政村規模にとどまった点異なる。ベトナムで集団化を可能とした背景要因の一つに、深刻な飢餓の経験と記憶、また戦後の荒廃、すなわち農作業の共同化なしでは生存していけないという意識が農民の間にあつたのである(Kerkvliet [2005:37-38])。初期の段階では集団化を漸進的に進めることが合意されていたが、1958年以降斬新的アプローチは放棄され、政治的力をもって急速に進められた(ibid.[8])。その結果、1967年ごろには集団化は完了し、ほとんどの農民が高級合作社に属したとされる(Woodside [1970:707-708])。しかしながら、政府の意図とは裏腹に、高級合作社化が完了した地域ほど生産性が低下するという現象が起きた。その理由は、生産資本の不足、労働意欲の減退、とりわけ貧農を重視しすぎたために中・上層農の労働意欲を削いだことなどであった（岡江[2007:146-148]）。

1976年に南北統一政府ができると、農業集団化は北部のそれをモデルに南部でも進められた。「自由意志・互惠・民主的管理」という原則があつたものの、それはあくまで共産党・政府主導の国家事業であつた（竹内[1999]）。強制的に集団化の結果、南部の合作社の多くは機能を始める以前に崩壊することになる。その理由は、ひとつには南部では村落の紐帯が北部よりは相対的に弱いということがある。また、一般に南部は農地が肥沃であり農家規模も大きく商業的農業で一定の成功を収めていた中農層にダメージを与えたことも大きい。こうした中農層のなかには集団化前に生産手段を売却したり土地を放棄したりする事例も少なくなかったという（岡江[2007:149]）。

こうした事態を受けて 1981 年には集団農業路線が修正され、農業作業の請負制が導入される。そして、1986 年のドイモイ政策の採用によって、農業組合が担ってきた 8 種の経済機能のうち具体的な農作業の 5 機能は個人農を単位として行われることとなったのである。また、農機具や役畜などの生産手段も組合員に返還されていた（竹内 [1999:253-254]）。

### （3）弱い社会主義志向型（インド、ミャンマー）

インド、ミャンマーは理念としては社会主義理念の影響を強く受け独立当初は農業集団化も考慮されていたが、結果的にそれが政策レベルで徹底されることはなかった。

独立後のインドでは「協同的福祉社会」（Cooperative Commonwealth）が目指すべき理想社会とされ、後にネルーの「社会主義型社会」の理念へとつながったとされる（川上 [1995:133]）。その背景には植民地期のレッセフェール政策への批判があり、協同組合はより大規模な生産性の高い農業部門を生むための政策ツール、国家の下部機関として位置づけられた（高橋 [1973:231-234]、Ebrahim [2000:179]）。

協同組合運動推進のため、政府は 1950 年代初めに大がかりな調査を実施し、そこから導かれた提言がその後の農協政策の基礎をなした（高橋 [1973]、Singh [1994:142]）。その報告書は、協同組合未成立の地域が多いこと、組織化率が低いこと、1 村 1 組合を原則としたために組合の規模が小さすぎることを指摘してインドの過去の協同組合運動は失敗だったと結論づけている（高橋 [1973:237]）。そして、インドの農村社会の特徴を（1）カーストによる規定、（2）カーストの上層と商品経済、行政の都市部門への集中、（3）その構造は植民地支配、農業商業化、都市化が進んだ過程で派生したとし、これらの要因のために協同組合運動は失敗したとした。この認識に基づき、政府の組合運動への積極的関与、そして信用組合だけでなく他の組合の育成推進、中小農の参加をうながすために融資基準の変更などが報告書では勧告される。具体的には、たとえば、政府が出資金の半分以上を負担することやインド準備銀行の協同組合関係の融資拡大、信用組合以外の協同組合（加工、貯蔵、輸送、販売活動）への補助金供与などが打ち出された（ibid. [240-241]）。信用組合以外の組合設立の必要性が説かれたものの、実際の組合の展開をみると、農業信用事業がもっとも広範に推進された事業であった。また、実際には協同組合は地主や富農層の強い影響下にあり、小農は組合員になれない、もしくは融資を受けられないといった状況が続いた（近藤 [1998:6]）。

さて、独立後のインドの協同組合運動が社会主義的性格を帯びていたことは、協同組合式農場、協同方式耕作組合などの生産協同組合の組織化の試みに現れている。インドでは零細農家や農業労働者が圧倒的な多数を占め、こうした零細農、労働者など貧困問

題は、断片的な農地改革で対処できる性格のものではなく、より抜本的な対策が必要との認識があった(川上[1995:134])。その具体的処方箋の一つが耕作組合の設立だったのである<sup>3</sup>。耕作組合には以下の4タイプがある(Ebrahim[2000:179])。

①改良耕作協同組合 (Better Farming Society) : 所有権は個人に帰属し、土地利用も個人単位。

②賃貸方式耕作協同組合 (tenant farming societies) : 所有権は組合に帰属するが、個々の組合員に土地がリース。

③合同耕作協同組合 (Joint farming Societies) : 所有権は個人に帰属するが、耕作は協同で行う。

④集団耕作組合 (Collective farming Societies) : 土地所有権は組合に帰属し、耕作も協同で行う。

当初は改良耕作協同組合と合同耕作協同組合の設立が勧告されたが、第二次5ヵ年計画では、合同耕作協同組合と集団耕作組合にのみ政府補助金が供与されるようになった。こうした政府の優遇策は名目的な合同耕作組合設立を促すというマイナスの効果もあった。すなわち農業労働者を組合員として登録し、実際には労働者には賃金を支払い農家は監督だけをするといった形の耕作組合が作られたのである。言うなれば、資本主義的生産が協同組合の名目で行われていたにすぎなかった(ibid.[179-180])。耕作組合の経営面積は開始から30年が経過した段階でもインドの全作付面積の1%未満相当でしかなく、この試みはほぼ失敗に終わったとされている(久保田[1995:137])。<sup>4</sup>

ビルマ(ミャンマー)も独立後、協同組合運動に立脚する社会主義的社会を目指し、憲法に協同組合や類似の団体に優先権を与えることが盛り込まれただけでなく、支配政党(連邦党)の綱領でも農業部門で協同組合と集団農場を中心とする体制を目指すことが明記された(クリムコ[1966:148])。1951年には協同組合発展に関する5ヵ年計画が作成され、信用、販売、購入事業を手がける農業協同組合の設立などが計画された。しかし、大半の農民が組合活動に無関心だったため実現には至らなかった。大半の農民の無関心の理由は、零細農には協同組合に売るべき生産物も投入財を購入する資金もなく、ある意味彼らには無縁の組織だったからである(ibid.[151])。1958年に当時の首相ウーヌーも協同組合計画は国民の支持が得られなかったことを認めている(ibid.[150])。

一方、土地国有化の実施を進める傍ら、集団的、協同組合的な営農を実現することも独立政府の大きな目標であった。1953年に採択された土地国有化10ヵ年計画では、①

---

<sup>3</sup> その論拠として「1村に住む100世帯がその土地を集団で耕してその収益を分かち合うほうが、土地を100に分割して分けてしまうより良い」という単純な発想があったとされる(ibid.:134)。

<sup>4</sup> インドの協同組合で例外的な発展を遂げたのは酪農組合であり、「白い革命」とも呼ばれる。詳しくは中里[2001]、久保田[1994]を参照。

相互扶助グループ（平均 5 世帯の農家）、②生産農業団体（4 つの相互扶助グループ）、③農業生産協同組合（4－5 の生産農業団体で構成）をつくり、1962 年までに約 70 の農業生産協同組合の設立が計画された。しかし、1 万以上の相互扶助グループは作られたものの、結局それは有名無実にと終わった(ibid.[153])。生産協同組合に関するデータの公表が 1958 年に停止されたことがそれを端的に示している。

1962 年にネウウィン政権が成立すると、ビルマ式社会主義に基づく経済体制の構築が推進され経済の国家統制が徹底されていく。そこでは、国有、協同組合、私有の 3 つの所有形態が想定され、協同組合は、国有化が困難な農業と商業企業の所有形態として位置づけられた。全国に協同組合のネットワークが張られ、村落区部では、多目的村落協同組合、都市部には消費協同組合が設立された (Union of Myanmar [1992:2])。当初は国有化された小売商店（人民商店）を通じてコメなど主な生活物資が配給されたが、人民商店は汚職などで機能しないことが次第に明らかとなった。そこで人民商店の機能を住民組織である協同組合に移管して体制を整えようとしたと思われる。コメなど国が指定する重要作物に関しては協同組合も国家買付け（供出制度）の一端を担った。

### 3. 1990 年代以降-市場経済化・グローバル化のなかでの第三の経済主体としての協同組合

1990 年代以降の協同組合は、資本主義型発展を志向した国、社会主義型発展を志向した国のいずれでも、市場経済、グローバル化の進展のなかで、より企業に近い経済主体としての役割を模索中の段階といえよう。とりわけ市場経済化を進めるなかで、新たなタイプの協同組合が出現し始めた中国、ベトナムの動きが目をひく。

ベトナムでは、ドイモイ後、農業協同組合機能が組合員個人や行政機関である社人民委員会に移管されたことに伴い、協同組合の多くが解散した。しかし、解散が進んだ地域（南部）では、逆に農民の自由意志によって組織される農業協同組織が出現することとなった（竹内[1999:255]）。こうした新しいタイプの農業協同組合・経営に関して、政府は社会主義経済の原則論に従い党の指導と政府の管理等を遂行するためだけでなく、市場経済化のもとで家族経営だけでは達成できないことを協同で行うために必要としている(ibid.[258])。竹内[1999]はベトナム国内の識者の協同組合をめぐる立場を二つに整理している。ひとつは、市場経済の進展に伴い、商人・企業などの私営セクターの市場優位が予想され、それに経済的弱者である農家が対抗するために協同組合が必要だという、市場での交渉力強化論である。もう一つは不完全市場の場合取引費用が大きくなることからその節減のために中間組織（この場合協同組合）が必要となるという取引費用の節減論である(ibid.[263-265])。前者に関しては、先に見た植民地期の東南アジア諸

国で見られる協同組合設立の背景と重なる議論であり、後者は制度経済学の考え方に基づく比較的新しい議論といえよう。

1996 年には合作社法が公布され、それは組合の自由加入、民主的運営の原則などいわゆる ICA の協同組合原則にそった内容のものであった。同法制定以後のベトナムの合作社に関して、岡江[2007]はベトナム人研究者による類型化を紹介している。①転換型合作社 旧来の合作社が転換したもの、②再結成型合作社、旧来の合作社が一端解散し、再結成されたもの、③独立型合作社、旧来の合作社とは関係なく設立されたものである。転換型合作社は以前からの組織的問題を抱えており意識改革もできていないものが多い。再結成型合作社は水利・給電など限定されたサービスを提供するものが多い。独立型は酪農、野菜加工、養殖など特定の目的のために有力な組合員で組織された単協が多く、活動は活発とされる。政府は企業的一种として、この独立型農協の育成、推進を目標としている(岡江[2007:161-163])。旧来の合作社は経済的機能のみならず政治・社会機能を併せ持ってきたわけだが、新しい協同組合では政経が分離したことが大きな変化である。いわば、「企業的一种」として位置づけられているといえよう(荒神[2013])。

中国でも、市場経済化の進展の過程で、現在農民專業合作社と呼ばれる農家の自発的な意思による協同組合が生まれた。人民公社解体直後の 1983 年にすでに政府は合作社經濟組織への農民の自発的な加入を認めていたが、政府がよりこうした協同組合に強い関心を寄せるようになったのはベトナムよりも若干遅い 1990 年代末であった。この頃から中国政府はいわゆる「三農問題」から生じる格差問題（農業・非農業部門の格差、都市・農村の格差、農村住民、都市住民の格差）の解決のために農業経営と農産物流通の効率化に取り組みねばならず、そのために農業産業化政策を採り始めたことがその背景にある（大島[2013:11-13]、宝剣[2009:205-208]）。農産物の流通過程において、商人資本の力が強く、それに対抗するための組織化、すなわち先のベトナムに関連して触れた「市場での交渉力強化」という色彩が強い。政府は 2006 年に「農民專業合作社法」を公布し、協同組合組織と機能と役割を明確にするとともに、協同組合原則に基づく運営をするという法的枠組みを整えた（大島[2013:14]）。

農民專業合作社には、①地方政府主導による「郷鎮集團企業型」、②供銷社主体の「供銷社系列型」、③郷鎮企業や国営企業の下請けとなる「企業インテグレーション型」、④大規模專業農家主体の「個人企業型」、⑤協同組合的な規範をもつ「農協型」があるとする。(青柳[2001])。実際に多いのは企業インテグレーション型、特に竜頭企業に連なるものであり、その経営実態からすると經濟弱者である農民の市場交渉力強化というよりも、農産加工企業が原料調達を効率的に行うための組織化といったほうが実態に近い。重富[2013b:8]はその意味で農民專業合作社は企業のエージェントと解すべきとしてい

る。<sup>5</sup>

ミャンマーでは 1988 年の民主化運動後、政府がビルマ式社会主義を放棄し市場経済化への方向転換を打ち出した結果、コメ等日常物資の配給制度も撤廃され、それまでの協同組合の存在意義は失われた。1992 年に新協同組合法が制定され、その後協同組合事業の第一義的な目的が利益を生むことに変化し、資本蓄積が奨励された。組合加入もあくまで個人の意志に基づくこととされ、政府による監査も協同組合が政府から融資を受けている場合のみとなった。したがって、政府の協同組合事業への介入の度合いは 1990 年代を通じて著しく低下した(Cooperative Society[1995:3-4])。また、企業的な協同組合を積極的に支援するような方策はとられなかった。

少し動きが出てくるのは 2011 年のテインセイン政権成立後である。テインセイン政権は「経済の第二の柱」として協同組合に関心を向け始めている。現政権の経済改革の目標の一つに貧困削減が、その推進主体として協同組合を念頭におき、雇用創出、小規模融資などを推進することを表明している(*New Light of Myanmar*)。協同組合省の資料(2013 年)によれば、各村に 1 つの協同組合を設立し、特に小規模金融の推進を直近の目標としている。こうした資料を見る限り、住民による自発的な組織化の観点はあまり見られず、再び政府の代行機能的な協同組合となっていく可能性が懸念される。

資本主義志向型の国々の 1990 年代以降の協同組合活動に関して参照できる文献は少なく、そのこと自体がこれらの国での協同組合が岐路にたっていることを示しているのかもしれない。インドネシアで長年食糧増産推進機関となってきた農業協同組合は 1997 年のアジア通貨危機以後の 3 年間に約 3 割減少した。その一方で、同じ期間にその他の協同組合は倍増している(Suradisastra [2006:Table 6])。その他の協同組合が増加した理由は、政府が農協以外の組合設立を奨励する大統領令を発したことと、実際の業務は政府介入から「自由」となったことだとしている(ibid.[06-13])。農協の事業は基本的に肥料と農産物流通であり、倉庫業、運輸業などに事業拡大の余地はあるとはいえ経営資源の不足で困難な状況となっている。

フィリピンでは、先に述べたように政府の介入の少ない、自立的な協同組合への転換をはかってきた。しかし、それは必ずしもうまくいっていない。ひとつの問題は長年の政府介入のもとで運営されていただけに、協同組合の側に政府の保護や助成金に依存するメンタリティが残っていることが指摘されている(Sibal[2001:17])。

## むすびにかえて

---

<sup>5</sup> 中国全体を見渡した場合には、新しいタイプの合作社ではなく従来からある合作社(農村信用社、供銷社)のほうが広く展開している。しかし、これらは農業信用、投入財供給や農産物買い上げ機関であり、政府の代行という枠を超えてはいない(重富[2013b:8])

これまで検討してきた 20 世紀初頭から現在にいたるまでのアジアの協同組合の生成と展開は以下の 4 つの点にまとめられるだろう。

第一に、本稿で検討したアジアの国々に共通するのは、協同組合という組織が導入される以前に、資本主義経済の拡大・浸透という形で一定の市場関係（生産関係や取引関係）が発達していた。そして協同組合は、そうした資本主義経済的發展のなかで生じる問題、一端的には農民負債救済問題への対応する政策ツールとして導入・設立された。そこには統治する側の社会政策的な意図が強く働いた。

第二に、こうした生成の契機であるがゆえに、それは農民らの自主的な組織化という形はとらず、統治する側の論理・意図に強く影響される組織化となった。その性格は、戦後、経済的・社会的基盤固めを進めたい新政府にも継承され、官製組織であり政府の代行機関としての協同組合という性格がますます強化されるケースが多かった。

第三に、政府の代行機能的な性格づけがされるなかで、協同組合が機能しえたのは、サービス供給型（Cooperative service society）であったといえる。中国、ベトナム、インド、ミャンマーなど社会主義的志向があった国々では生産型協同組合（Cooperative production service society）が試みられたが、いずれもうまくはいかなかった。市場経済化の進行のなかで、中国、ベトナムでは企業に近い形のサービス供給型の新しい協同組合が生まれてきている。

**参考文献** （本文中に引用しなかったものも参考のために掲載した）

#### 【日本語文献】

大島一二 [2013]「中国における三農問題の深化と農民專業合作社の展開」（大島一二編『中国農業の市場化と農村合作社の展開』東京：筑波書房、11-24 ページ）。

岡江恭史 [2007]「WTO 加入へと至るベトナム農政の展開と農林水産業の概況」行政対応特別研究（交渉戦略）プロジェクト研究資料、農林水産業・農林水産政策研究所 4、143-185 ページ。

———[2007]「ベトナムの新設合作社とそのリーダーシップ」『ベトナムの社会と文化』7:24-55 ページ。

加納啓良 [1973]「インドネシアの協同組合運動」（滝川勉・斎藤仁編 東京：アジア経済研究所、177-218 ページ）。

川上やまと [1995]「インドの合同耕作組合の新方向」（久保田義喜・北出俊昭編『協同組合と農民組織-タイ・インド・日本-』東京：筑波書房、131-186 ページ）。

協同組合事典編集委員会[1986] 『新版 協同組合事典』東京：家の光協会。



- 久保田義喜 [1995]「アナンド型酪農協の成立条件」(久保田義喜・北出俊昭編『協同組合と農民組織-タイ・インド・日本-』東京:筑波書房、402-429 ページ)。
- \_\_\_\_\_ [1996]「農村開発における協同組合の役割ー インド・メタワデー村を事例にー」『明治大学社会科学研究所紀要』34(2):85-114。
- クリムコ, ゲー・エヌ [1966]『独立ビルマの農業問題』東京:アジア経済研究所。
- 荒神衣美[2013]「合作社に対する政策的期待と実態: ベトナム南部果物産地の事例から」(坂田正三編『高度経済成長下のベトナム農業・農村の発展』千葉:アジア経済研究所、89-148 ページ)
- 近藤則夫 [1998]「インドにおける総合農村開発事業の展開(I) 総合的地域開発」『アジア経済』39(6):2-22。
- 重富真一[2013a]「タイにおける協同組合生成についてのノート」(本書第4章)。
- \_\_\_\_\_ [2013b]「中国における協同組合の生成と再生についてのノート」(本書第5章)。
- 白石昌也[1983]「東南アジア農村社会論の最近の動向をめぐってーモラル・エコノミー論とポリティカル・エコノミー論を中心に」『東洋文化』63:119-152。
- 高橋満 [1973]「インド農協の政策と構造」『アジアの農業協同組合』(滝川勉・斎藤仁編 東京:アジア経済研究所、219-268 ページ)。
- 高田理 [2002]「インドネシア農村における村落協同組合-(KUD)の役割と評価-西ジャワスカブミ地域の実例分析)」『神戸大学大学院自然科学研究科紀要』20-B、1-9 ページ。
- 高田理・高橋信正 [2004]「農民グループと村落ユニット協同組合の展開」(本台進編『通貨危機後のインドネシア農村経済』東京、日本評論社、73-94 ページ)。
- 大島一二 [2013]「中国における三農問題の深化と農民専業合作社の展開」(大島一二編『中国農業の市場化と農村合作社の展開』東京:筑波書房、11-24 ページ)。
- 滝川勉 [1973]「フィリピンにおける農業協同組合の展開と現状」(滝川勉、斎藤仁編『アジアの農業協同組合』東京:アジア経済研究所、21-61 ページ)。
- 竹内郁雄 [1999]「ドイモイ下のベトナムの農業協同経営・協同組合運動試論」(白石昌也・竹内郁雄編『ベトナムのドイモイの新展開』東京:アジア経済研究所、249-296 ページ)。
- 坪田邦夫 [1995]「精米近代化事業とインドネシア農村協同組合ー政策への「合理的」対応と組織の限界」『農業総合研究』49(4):1-67。
- 友杉孝 [1973]「タイ農業信用協同組合と村落社会」(滝川勉、斎藤仁編『アジアの農業協同組合』東京:アジア経済研究所、99-143 ページ)。
- 中兼和津次 [1992]『中国経済論ー農工関係の政治経済学ー』東京:東京大学出版会。
- 中里亜夫 [1998]「インドの協同組合酪農 (Cooperative Dairying)の展開過程ーOF プロジェクトの目標・実績・評価を中心にしてー」『福岡教育大学紀要』47(2):101-116。

- \_\_\_\_\_ [2001] 「インド・グジャラート州の女性酪農協同組合の展開ーアムダーヴァー  
ド県ドゥーマリ村の女性酪農協同組合の分析ー」『福岡教育大学紀要』 50(2):  
47-68。
- 農林省海外農業研究会 [1950] 『アジアにおける農業協同組合の特質』 東京, 農林統計  
協会。
- 堀井健三 [1973] 「マレーシアにおける農業協同組合運動の展開と問題点」(滝川勉、斎  
藤仁編『アジアの農業協同組合』 東京:アジア経済研究所、145-176 ページ)。
- 堀越芳昭 [2012] 『協同組合の社会経済制度ー世界の憲法と独禁法にみる』 東京, 日本  
経済評論社。
- レ・タン・ギャップ [2010] 『ベトナム経済の発展過程』 東京:三恵社。

### 【英語文献】

- Castillo, E. T. B., Junaita P. Medina, Winifrida D. Albano, Adrian L. Peria, Arminga B.  
Manila Anselma C. [2006] "Cooperativism in Agriculture: The Case of Top Four  
Cooperatives in Region IV, Philippines" *Phillipine agriculture, food security, and APEC*.  
L. S. Cabanilla. Manila, Phillipine Institute for Development Studies , pp.125-155.
- Central Co- operative Society [1995] *Brief Account on Myanmar Agricultural Co-operatives* .  
Department of Agriculture, B. [1962] Co-operative Marketing of Agricultural Produce. *Markets*  
*Section Survey*. B. Department of Agriculture. Rangoon. 5.
- Deriada, A. L. [2005] "Assessment of Cooperative Movement in a Developing Country:The  
Phillipine Experience." 『国際開発研究フォーラム』 28:81-101.
- Develtere, P. [1993] "Cooperative Movements in the Developing Countries:Old and New  
Orientations by." *Annals of Public and Cooperative Economics* 64(2):179-208.
- Ebrahim, A. [2000] "Agricultural cooperatives in Gujarat, India: Agents of equity or  
differentiation?," *Development in Practice* 10(2):178-188.
- Fredericks, L. J. [1974] "Free Enterprise and the Cooperative Movement in Malaysian  
Economic Development," *The Developing Economies* 12(3):229-244.
- Hart, D. V. [1955] "The Philippine Cooperative Movement." *Far Eastern Survey* 24(2):27-30.
- Kerkvliet, B. J. T. [2005] *The Power of Everyday Politics: How Vietnamese Pesants*  
*Transformed National Policy*. Ithaca:ornell University Press.
- New Light of Myanmar* 3 June 2013.
- Sibal, J. V. [2001] "A Century of The Philippine Cooperative Movement," Retrieved 23 Oct  
2013, from <http://www.uwcc.wisc.edu/info/abroad/sibal.html>.
- Singh, S. [1994] "India, *Agricultural Cooperatives in Aisa and the Pacific*. APO. Tokyo, Asian  
Productivity Organization, pp.142-147.

- Siok-Hwa, C. [1968] *The Rice Industry of Burma 1852-1940*. Kuala Lumpur, University of Malaya Press.
- Suradisastra, K. [2006] "Agricultural Cooperative in Indonesia," *2006 FFTC-NACF International Seminar on Agricultural Cooperatives in Asia: Innovations and Opportunities in the 21st Century*. Seoul, Korea.
- Taimni, K. K. [1994] *Asia's Rural Cooperative* New Delhie, Oxford & IBH Publishing.
- \_\_\_\_\_[2001] *Cooperatives in Asia*. Geneva, International Labour Office.
- The Union of Myanmar [1992] *Cooperatives in Myanmar* Yangon: Central Co-operative Society.
- Turnell, S. [2004] "Cooperative Credit in British Burma" (Retrieved on 11th November 2013 from [http://www.businessandconomics.mq.edu.au/our\\_departments/Economics/Econ\\_docs/bew/2004/2004\\_Cooperative\\_Credit\\_Burma.pdf](http://www.businessandconomics.mq.edu.au/our_departments/Economics/Econ_docs/bew/2004/2004_Cooperative_Credit_Burma.pdf))
- Wells, R. J. G. [1981] "An appraisal of agro-based cooperatives in Peninsular Malaysia," *Public Administration and Development* vol.1:165–176.
- Woodside, A. [1970] "Decolonization and Agricultural Reform in Northern Vietnam," *Asian Survey* 10(8) :705-723.